

# 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター経営計画策定支援業務

## プロポーザル審査要領

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター経営計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別に定める「高知医療センター経営計画策定支援業務プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、すべての必要書類を提出した参加者
- (3) 募集要領により適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

審査における総合点数は100点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりです。また、すべての審査委員が審査した結果を合計した点数を総合得点とします。

審査項目	配点
(1) 事業実績	15
(2) 現状分析力	10
(3) 課題解決力	20
(4) 専門的視点からの助言	20
(5) 実施体制等	25
(6) 見積金額	10

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時及び場所

日時：令和7年4月中旬～下旬

場所：高知市池2125番地1 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター

#### (2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は、1社20分とします。
- ② 後日、参加者に対し、日時、場所及び順番等を連絡します。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会は、提出された企画提案書等と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別に定める「審査基準」に基づき審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、第1順位の者を随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）として、第2順位の者

を次点者として決定します。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点の5割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。